

E メール配信 (Wed 08/09/2021 10:02)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、2点ご案内いたします。

①Safe Management Measures (SMM) の更新について

9月8日、MOMは、Requirements for Safe Management Measures at the workplaceの更新を発表しました。

<主なポイント>

・9月8日以降、COVID-19の陽性反応が出た従業員が過去7日間のいずれかで職場にいた場合、雇用主は、WFHが可能なすべての従業員に対して、14日間のWFHを急遽実施しなければならない。(詳細は22段落目に記載)

(22段落目)

- 従業員はPCR検査で陽性となった場合、雇用主に報告しなければならない。
- 雇用主は、検査結果が陽性であった日から1日以内に、可能な限り早く14日間のWFHを実施すべきである。
- 従業員は2～3日毎に自己検査を行うことが強く推奨される。すぐに感染者が出た職場のセクションから退避し、封鎖すること。確認された感染者との長時間かつ密接な接触がない場合は、建物やフロア全体から退避する必要はない。NEAのガイドラインに従って、確認された症例に関連するすべてのエリアや物を徹底的に清掃・消毒する。症例が発生した職場は、公衆衛生上の理由がある場合、業務を停止されることがある。

(22段落目以外)

- ・本SMMは一般的な職場環境を想定しており、建設現場や造船所などの特定の職場では部門別の要件を参照する必要がある。
- ・8月19日から在宅勤務が可能な従業員のうち、50%以下の人数であれば、職場で勤務することができる。
- ・雇用主は、従業員のメンタルヘルス面でのサポートを行うことやFlexible Work Arrangements (FWA)を導入する計画を立てることが推奨される。
- ・企業は、60歳以上の高齢者、疾患を持つスタッフ等へ特に注意を払う必要がある。
- ・雇用主は下記予防策を実施しなければならない
- 始業時間をずらし、柔軟な勤務時間を認める
- 例外を除き、すべての従業員は2つ以上の職場で勤務してはならない

- 業務関連のイベントを開催する場合には、50名を上限とし、Social Distanceなどの措置を講じなければならない。また食事がイベントの中心となってはならない。

- ・職場内での従業員同士の懇親は認められない。
- ・雇用者は、SafeEntryを使用して、職場に入るすべての人(従業員と訪問者を含む)の入室を記録しなければならない。
- ・雇用者は、共有スペース、特に人との接触が多い場所の定期的な清掃を徹底しなければならない。
- ・雇用者は全従業員にTraceTogetherアプリをダウンロードして起動することを奨励すべきである。
- ・体調不良や病気の症状が見られる従業員は、たとえ症状が軽い場合でも、雇用主に報告し、直ちに医師に診てもらわなければならない。雇用者は、SMMの一環として、これらの事例を記録しなければならない。
- ・職場におけるSMMの適切な実施のため、SMO (Safe Management Officer(s)) を指名しなければならない。SMOはSMMの実施、点検、是正、記録などを行う。
- ・SMMのチェックリストはAnnex Bとなる。

(Annex B : <https://www.mom.gov.sg/-/media/mom/documents/covid-19/annex-b-checklist-of-safe-management-measures.pdf>)

詳細は下記 MOM のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.mom.gov.sg/covid-19/requirements-for-safe-management-measures>

② “Mandatory Retrenchment Notifications To Be More Comprehensive In Coverage” について

9月7日、MOMは、“Mandatory Retrenchment Notifications To Be More Comprehensive In Coverage”として、従業員の解雇時の手続きについて発表しました。

<主なポイント>

- ・11月1日以降、10人以上の従業員を抱える雇用主は、整理解雇 (retrenchment) を行った際、影響を受けた従業員の人数に関わらず、MOMに報告する必要がある。
- ・雇用主は、対象の従業員へ解雇の通知をしてから、5営業日以内に報告しなければならない。
- ・本改定により、Workforce Singapore, や NTUC’s e2i 等から影響を受けるローカルの従業員に雇用と求職の支援を提供することが可能になる。
- ・雇用主は “Tripartite Advisory on Managing Excess Manpower and Responsible Retrenchment.” に沿って責任を持って公正に解雇の実施を管理しなければならない。
- ・本内容の詳細は下記に掲載される。

<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/retrenchment/mandatory-retrenchment-notifications>

詳細は下記 MOM のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2021/0709-update-to-mandatory-retrenchment-notification>

以上

<本件担当>JCCI 事務局（担当：清水） E-mail: info@jcci.org.sg

Facebook にて情報発信中！ like! us on
[JCCIfacebook](https://m.facebook.com/JCCI.Singapore) (<https://m.facebook.com/JCCI.Singapore>)